

平成 25 年 12 月 6 日

各課・局・室長 様

政策財政課長 藤 野 敏

平成 26 年度当初予算の当面の査定方針について（通知）

1. はじめに

平成 25 年 10 月 1 日に通知された、「平成 26 年度予算編成について」に基づき、当初予算編成作業に取り組んでいるところであるが、平成 26 年度当初予算要求額の集計概要は、別記「2. 平成 26 年度予算見積額の現状と優先すべき事業の採択について」に記載のとおりである。

この財源不足額（歳入歳出の乖離額）の要因は、歳出要求において、地域の元気臨時交付金活用事業に伴う普通建設事業費の増額、また、基幹系システムの共同化移行経費や消費税率の引き上げに伴う一般行政経費の増額、さらに、特別会計に対する一般会計負担額の増額要求があるとともに、歳入見積において、町税が前年度予算比で 2 千万円強の減収計上されていることなどが要因となっている。

なお、現在、国における予算編成が進められているところであるが、本年 8 月に総務省が公表した「平成 26 年度の地方財政の課題」において、「地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成 25 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」、「地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保」することとしている。

一方、本年 9 月に財務省が公表した一般会計概算要求の総額は約 99 兆 2 千億円、基礎的財政収支対象経費が約 74 兆円であり、中期財政フレームで定めた基礎的財政収支対象経費（歳出の大枠）約 71 兆円と大きく乖離している状況である。このため、今後の国の予算編成動向によっては、地方交付税及び地方一般財源の総額確保という考え方は、大きく変更されることも想定しなければならない。

こうした現状などから、当町の概算要求時点における財源不足額を解消し、予算を編成することは極めて困難な状況であるため、全ての予算要求内容の徹底的な見直しによる削減・圧縮を断行することとしているので了解願いたい。

については、12 月 18 日より実施される、第 2 回ヒアリングにおける当面の査定方針について、命により通知する。

2. 平成 26 年度予算見積額の現状と優先すべき事業の採択について

(1) 歳入予算の状況について（平成 25 年 11 月 26 日時点）

現在の歳入見積額は、**44 億 1,164 万 6 千円**である。

[平成 25 年当初予算額比 9,464 万 6 千円の増]

- * 町税は、25 年度当初予算比 2,290 万 9 千円の減額計上。
- * 地方譲与税、各種交付金は、25 年度当初予算額と同額を計上。
- * 消費税増税に伴う地方消費税交付金の増収分は未計上。
- * 地方交付税及び臨時財政対策債は、25 年度当初予算額を仮置。
- * 基金繰入金（地域福祉基金）は計上済であり、財政調整基金繰入金は未計上。
- * 地域の元気臨時交付金基金繰入金は、2 億 2,588 万 2 千円を新規計上。
- * 繰越金は、25 年度当初予算比 1,000 万円の減額計上。
- * 町債は、普通建設事業債として防災安全交付金事業債 2,420 万円のみを計上。地域の元気臨時交付金事業に係る起債、一般補助施設整備等事業債（文化財）及び起債裏の財源調達手段となる埼玉県ふるさと創造貸付金は未計上。

(2) 歳出予算の状況について（平成 25 年 11 月 26 日時点）

現在の歳出要求額は、**51 億 707 万 7 千円**である。

[平成 25 年当初予算額比 7 億 9,007 万 7 千円の増]

- * 職員給は、25 年 6 月補正後予算額を仮置計上。なお、今後職員の昇格・昇給・新規採用等による増加する見込。
- * 物件費は、基幹システム共同化等経費約 8,600 万円を計上。
- * 扶助費は、医療扶助や各種法定負担分を当初要求額で計上。
- * 普通建設事業費は、25 年度当初予算比 5 億 1,871 万 7 千円増額。これは、地域の元気臨時交付金事業約 5 億円の計上が大きな要因。
- * なお、普通建設事業の採択は町長査定を原則とするが、財政担当案において一定の削減を提示予定。また、財源調達手段としての町債活用など、予算編成段階において改めて調整を予定。

(3) 財源不足額について（平成 25 年 11 月 26 日時点）

現時点における財源不足額（歳入歳出の乖離額）は、**6 億 9,543 万 1 千円**となっている。

なお、各課等から提出されている歳出予算要求額は、既に予算要求基準額を大枠とした積算を行っていることから、これまでの査定方法による経費の削減は極めて困難な状況である。

また、歳入見積額については、町税の減収は確実な状況であるとともに、現時点で仮置きしている歳入費目等についても、今後の国の動向等によっては大きく変動するなど、財源不足額が拡大する可能性もある。

- * 地方譲与税、各種交付金、地方交付税、町債（臨時財政対策債）については、今後国や県が公表する地方財政計画や地方債計画等の情報を収集・分析し、再積算計上する予定。

このように、平成 26 年度の予算編成は、これまでに経験のない予算不足額（乖離額）が発生しており、例年の手法では予算が編成できないという極めて厳しい状況にある。

このような状況を職員一人ひとりが十分認識し、今後の予算編成作業においては、全ての歳出において大胆かつ大幅な削減・圧縮（骨を削る査定）を断行することを共通認識とされたい。

また、平成 26 年度当初予算の事業採択にあたっては、予算編成方針で示した基本方針及び重点事項に関連する事業を基本とし、普通建設事業については、地域の元気臨時交付金活用事業の実現を最優先採択とする。なお、継続的事業の着実な進捗及び住民要望と政策推進のバランスや財源確保に考慮した事業については、積極的な採択を検討する考えである。

3. 平成 26 年度当初予算編成の具体的査定方針

(1) 歳入の確保

①町税について

町税は、提出された予算見積書の額を基本とするが、積算方法等の検証(税制改正等の影響、収納対策による収納率設定等)を行うとともに、課税客体を的確に把握する方策を講じるものとする。なお、今後の予算編成段階において、財源不足額に対応するための協議・調整を行う予定である。

*** 歳入の積算基礎は、25 年度当初予算比増減の要因別影響額等を個別に記載すること。**

②町債について

財政運営の基本的な考え方としては、町民の将来負担及び後年度の財政負担を考慮し一定の抑制を図るべきである。しかし、将来の町の活性化につながるインフラ整備や地域の元気臨時交付金活用事業などについては、当町の起債余力を活用した財源調達手段として、町債を積極的に活用する。

なお、当面の一般財源留保を図るため、埼玉県ふるさと創造資金貸付金についても活用する。

また、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債は、交付税算定結果に基づいた発行可能額での借入を行う。

*** 町債は、3 億 3,930 万円計上。(25 年度当初予算比 9,450 万円、21.8%減)**

*** 地方債充当率は、25 年度基準で起債予定額を計上。**

*** 臨時財政対策債は、25 年度当初予算計上額を仮置。**

*** 埼玉県ふるさと創造貸付金は、未計上。**

③各種基金等からの繰り入れ(基金投入)について

財政調整基金の残高は、柔軟な財政運営を行うため、一定額を確保する必要がある。

なお、現時点(25 年 12 月補正後時点)の基金残高は約 3 億 7 百万円であり、災害対策などの緊急対応に備え、平成 26 年当初予算編成における基金投入額は最小限に留める考えである。

また、その他の目的基金については、基金設置の目的に照らしながら、効率的かつ弾力的な運用・活用を検討する。

*** 現時点では、地域の元気臨時交付金基金繰入金(2 億 5,288 万 2 千円)、地域福祉基金繰入金(約 4,183 万 2 千円)を計上。**

*** 地域の元気臨時交付金活用事業経費については、ふるさとづくり基金の財源活用を検討。**

*** 最終的な財政調整基金からの繰入を 5,000 万円(上限 7,000 万円)と想定。**

(2) 歳出の抑制

①人件費関係

人件費については、予算要求基準により平成 25 年度 6 月補正後の予算額を仮置きしている状況である。

今後、平成 26 年度配置職員計画（退職者及び新規採用者等対応含む）に伴う人件費調整が行われることとなるが、詳細資料については、翌年 1 月上旬に、総務課・職員担当から提供される予定である。

②物件費関係

既に所管課において精査後の予算要求となっているため、本年度についても全庁一律の削減目標は設定しない。

しかし、財政担当より提示している「予算要求基準額」を上回る予算要求となっている経費については、所管課において自主的な削減目標を設定し、経費の削減・圧縮を検討すること。

また、業務委託経費については、その必要性・専門性等を十分精査すること。なお、各種計画策定業務については、その計画内容を熟知するためにも、職員による作成を原則とされたい。

なお、新たな物件費の増嵩につながる施策については、その財源を既存事業の廃止等により確保できたものを採択する。

③扶助費関係

扶助費は、各種法令等に基づく法定負担と、町単独の施策に大別されるが、法定負担分については、現行制度を基準（制度変更が見込まれるものについては、変更後の制度）とする。

一方、町単独の施策については、事業効果の検証による廃止・縮減、また、類似施策との統合等を積極的に検討する。

なお、法定負担を超える事業経費（法定外負担）については、25 年度予算措置額を超過しない範囲で検討・調整を行う。

④負担金、補助及び交付金

一部事務組合に対するものは、構成市町で合意された負担割合によるものとする。なお、一部事務組合の予算ヒアリングには、やむを得ない理由がある場合を除き、所管課長並びに政策財政課長が出席し、当町の予算査定方針に準じた査定を実施すること。

その他の各種団体に対する補助金については、「鳩山町補助金等交付基準」（平成 17 年 10 月 14 日）に照らし、全ての補助事業者の事業内容、行政効果及び財務内容を示す書類（実績報告書など）を準備されたい。

なお、比企郡町村会での査定を経て決定される負担金については、既に修正済みである。

⑤投資的経費

投資的経費は、継続的事業の着実な進捗・完了を基本とするが、平成26年度については、地域の元気臨時交付金活用事業の実現を最優先とする。なお、住民生活に重大な支障をきたす緊急的な事業については、別途検討を行う。

また、投資的経費の採択は町長査定を原則とするが、財政担当案において一定の削減を提示する予定である。

⑥積立金

基金に対する積立金は、運用益（利子）のみの予算計上とする。

⑦繰出金

特別会計及び後期高齢者医療保険事業負担金等の経費であり、特別会計等運営経費の算定に基づき予算要求が行われている。なお、繰出金の一般会計負担率は、概算要求時点で10%超を占めている状況であることから、特別会計所管課長は、予算の積算内容等について一般会計経費と同様の査定を実施するものとする。また、後期高齢者医療保険事業負担金については、組合からの予算措置要請額に捉われず、実質負担見込経費を予算化する。

4. その他

現在の予算編成過程においては、これまでに経験のない極めて解消が困難な財源不足額が生じている状況である。

このため、所管課における予算要求の見直し検討資料として、財政担当案を提示させていただき、所管課と財政担当双方の英知によって、「第5次総合計画の具体的な事業を着実に推進する、バランスのとれた予算」として、実行力のある予算の作成を目指すものである。

なお、今回の財政担当案では、投資的経費について、第1回ヒアリングで確認した内容から、削減・見直等の検討をお願いする経費もあること。

また、現時点における平成26年度以降の地方財政については、冒頭述べたように、国における地方財政支援措置の取り扱いが不確定な状況であることから、当町財政への影響が具体的に明らかになった段階において、予算査定方針の再調整が行われる可能性があることを了解願いたい。